

第十三回 参議院内閣委員会 會議録 第二十九号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 輔八君
理事 山田 佐一君
鈴木 直人君

委員

中川 幸平君
楠見 義男君
竹下 豊次君
和田 博雄君
栗栖 越夫君
三好 始君
松原 一彦君

政府委員

内閣官房長官 保利 茂君
総理府恩給局長 三橋 則雄君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 藤田 友作君
会専門員

本日の会議に付した事件

○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井輔八君) これより内閣委員会を開会いたします。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を議題といたします。恩給法特例審議会令の案がここに参考として提出されておりますから、これにつきまして恩給局長から説明を求めます。

○政府委員(三橋則雄君) お手許に配付いたしております恩給法特例審議会令の案は、恩給局長におきまして案を作りまして、法制局と大体事務的な打合せは済んでおるわけでございますけれども、まだ最後の閣議決定まで行つてゐる案ではございませんので、一つ御了承願ひたいと思ひます。大体この案を讀んで頂きますれば内容の点につきましては御了承行くことと思ひますが、一言申上げておきますことは、第一條の第二項に、この審議会は「内閣総理大臣に建議し、及び内閣総理大臣の諮問に答申する。」というように規定いたしておるのでございまして、性格といたしましては、建議の機関であり、又諮問の機関である、こういうふうに考へておるわけでございまして、審議会の構成する委員はどれくらいかということにつきましては、裏の頁の第二條に規定いたしております。審議会は、委員十五人以上で組織する。併し必要に應じまして、場合によりましては十五人ではとて、十五人以上以外に臨時委員を設ける必要のあることも予想されますので、二項のところに「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。旨の規定を設けておるのでございます。委員を選びますのに、或いは国会議員のかたがたとか、或いはその他のかたから選び得るようにはつきりと條文に書いていただかうかという点も、一応検討は私たちがしたのでござい

まするが、條文にそういうことを書くことにつきましてはいろいろ意見もありまゝです。今のところではこういうふうなふうな、そういうふうなことは明示しないようにいたしておきまゝするところではございまして、ただ抽象的に「関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」ということ第三項に規定いたしたのでございまして、会長はどうしてきめるかという問題につきましては第三條に規定いたしまして、審議会の委員の互選によつて定めるといふ形をとつたのであります。審議会の職務は恩給局において処理することといたしまして、その旨を第四條で書きまして、特にこの審議会の専任の職員を置くというふうなことはいたしませんでした。

大体かいつまんでおまかなことを御説明すれば以上のことかと思ひます。

○委員長(河井輔八君) 只今説明されました事項について御質疑があらば、この際御発言願ひます。

○三好始君 只今の御説明の中で、第十二條の委員十五人以上で組織する委員のうち、学識経験者をどの範囲から選定する予定なのか、例えばこの中に受給者たるべき者の代表を含む予定なのかどうか、この点について御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 受給者の中から選ぶとか選ばないとかいうようなことは、今のところまだ何も考へてお

りませんが、恐らく受給者のかたを選ばれるようなことに相成るかと思つておりますが、まだそのようなことは具體的にきまつておりません。

○三好始君 それでは関係行政機関の職員と学識経験者の割合などもきまつておりませんか。

○政府委員(三橋則雄君) 今まで事務的にいろいろ検討いたしましたところでは、すでにこの委員会でも申上げたかと思ひますが、民間のかたの学識経験者のかたも過半数ぐらひはお願ひをいたしたい、行政官庁の職員はなるべく少くすると、こういうふうな考へております。併し何と申しましたも、恩給というかなり専門的といひますか、行政の専門的な知識を要することが多い審議会でございますので、それから又、法制的な問題ばかりでなく、財政の面もやはり考へて、現実その面の仕事に携わつておる職員が入ること、望ましいことではないかと、こういうふうに考へておるところでございまして、そういうふうな見地からいたしまして、加わる委員といたしまして、非常に制限された極く僅かの委員しか入らないことにはいたしたいと、こういうふうに考へておるところであります。勿論、今のは私のいろいろ同僚との間におきまして検討をいたしております案でございまして、最後のにまだ閣議なり、或いは又長官のところできめられたものではございませんことを御了解願ひたいと思ひます。

○委員長(河井輔八君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井輔八君) 速記を始め。

○楠見義男君 官房長官にお伺ひしたいのでありますが、それはこの法案をいろいろ長い間審議いたしておりました経過において大体政府委員との間に或いは又参議院の法制局長との間にける質疑応答において一応我々としては明らかになつたと理解した点について官房長官にその点を確めまして御回答を得たいのであります。二つございしますが、先ずその一つは、本来旧軍人に対する恩給は一般の文官と同様に恩給法第一條に明示せられておりますように、恩給法の定むるところによつて恩給を受ける権利を有するのでありますが、ポツダム勅令の恩給法の特例に関する件によりましてその権利を消滅せしめられたのでありますが、調和発効後に伴うその後の措置によつて恩給法の特別法である今申上げた勅令の効力が消滅した場合、再び本来の姿に戻つて一般的な即ち基本法である恩給法の定むるところにより、恩給を受ける権利が生ずるものと解して宜しきやどうか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(保利茂君) その軍人恩給の問題、法律的に非常にデリケートになつておるのでございまして、私のような素人では法律論を以てお答えすることは御遠慮申上げたと思ひます。私はただ旧恩給法というものは、

国家公務に一身を捧げて奉仕するかたに對しては國としてかく／＼の処遇を講ずるという制度の下に恩給法は立てられてゐる、従ひまして旧軍人のかたが、さような国家の処遇を一つの條件として公務に盡瘁され、或いは不幸にして戦死せられた、幸ひにして生還を究うせられたというかたもあるわけだ。占領によりまして只今お話の通りに權利消滅と申しますか、恩給の廃止措置を講ぜられまして、これが一体根本においては生きておられるのであるか、死んでおられるものであるかと申しますれば、法律論としてはいろいろあるかと思ひますが、國の制度としてはもとよりその制度を運用し得る實際の事情がなければならぬことは申すまでもございませぬから、旧恩給法そのまゝが完全な既得權として握られておるというふうには、法律上はどうなりますか、私は解し得ない。恩給を実施するにしましても、その実施はやはり実施し得る状態において生かされて行くべきもので、併しながらそうかといつて全然そういう權利がなくなつておるといふには解することは無理だらうとこの点は思ひわけでありませぬ。端的に二か二かというようには實際論としてこれは言えない問題であらうと思ひます。法律論についてはこれはもう専門家である政府委員からお答えしたいところであつた御了解を得たいことは申し上げるまでもございませぬ。それが政府を代表するものと御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○補見義男君 只今の点は官房長官のお言葉の中にありましたが、旧恩給法そのまゝの形で行くか行かないかというところは、今後設けられるこの特別に關する審議會において十分検討せられることだと思ひますが、改正せられれば、その改正せられた法律によつて、若し改正せられなければ従來の恩給法そのまゝの形によつて、いづれにいたしましても根本の問題は、先ほど申し上げたように特別法であるこの勅令が効力を半年先、或いは一年先に失われた場合を想定いたしました、そのときには基本法である現在の恩給法、その恩給法が改正されれば、その改正せられたところに従つて行くわけでありませぬけれども、いづれにしてもこの基本法である恩給法第一條の定むるところによつて、旧軍人は恩給を受ける權利が生ずるものであるというふうには解するか、或いはそうでないかといふ問題によつてこの問題が非常に大きな分岐点になるわけでありませぬ。同時にこの審議會が發足して審議せられるに當つても、その基本觀念が非常に重要な問題になるのでありませぬから、その点は是非明らかにしておきたい。今官房長官が言われたように、法律の専門家である政府委員が答えたところが政府の意見であるといふふうに理解できればいいのでありませぬが、専門家の意見である、政府は又政府として、その特殊の政治的考慮観点から、別の観点を作るといふような事例も從來なきにしもあらず、従つてそういうことでありませぬと、一番大事な基本觀念がぐらつて参りますので、その点を明らかにしておきたいといふのが私の質問の要點であります。従つてその点をもう一度明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(保利茂君) その点は法律論といたしまして、又政府の解釈論といたしまして、政府委員からお答えしたいしてゐる通りでございます。

○補見義男君 その次に第二の問題についてお伺ひいたしますが、これは内閣及び厚生連合委員會の際における政府の御答弁もさうであつたように記憶するのでありますが、なお念のためにお伺ひしたいのであります。それは政府の御説明によりますと、旧軍人の恩給權の剝奪につきましては、當時における政府の非常な存続に關する努力にもかかわらず、進駐軍の強い指示によつて止むを得ずボツダム勅令が公布せられたのであるから、今後勅令の効力が消滅した場合は、その當時の政府の考へ方の趣旨にも鑑みて、でき得る限りの誠意を以て措置したい、こういうふうなことを、従つて審議會發足後もこの法律の一年延期の規定如何にかかわらず可及的速やかに成案を得るに努め、その成案を得た場合は、所要の手續を経た上で、できれば明年四月一日を待たず、その実現を図りたい、こういうふうな御意向であつたように承わつたのでありますが、その通りであるかどうかお伺ひいたします。

○政府委員(保利茂君) 政府といたしましては、この問題につきましては、只今お話の通り誠意を持つて行きたいと考えております。その通りでございます。

○松原一憲君 一度承わつておきますが、そうしますと、戦犯として刑を受けた者は、特例法によつて恩給權を失つたと、それは特例法がなくなつても永久に失權したものとみなさるべきものであります。或いは今官房長官のお話はよく了解しますが、旧軍人の恩給復活以前に復活することは、國際信義にも背くし、先方の趣旨の点にも背くので、早急の取扱いはできないけれども、旧軍人の恩給復活と同時に獨立したる日本の國の政府の判断によつて、恩給權の復活ということも考えられ得るかどうか。永久に失つたものならば復活の道はないのであります。この点につきましては御見解を承わります。

○政府委員(保利茂君) 旧軍人の恩給措置を、来年四月一日を待たずして講じたいといふのは政府の真意でございます。従ひましてそういう行為をなす段階におきまして、同時にこの附則二項の問題は解決をいたしたい、解決をいたしたいといふことは、当然措置をいたさなければならぬと考えております。

○松原一憲君 念を押しておきますが、永久にこれが國內法の、禁錮以上の刑に処せられた者と同様の取扱ひをするのではない、恩給審議會の審議の結果によつては、旧軍人の恩給權復活と同時にならば、國際信義にも背かんと、戦犯としての処置を受けた人々も、同様に復元し得るものか、この点につきましてお伺ひしておきたい。永久に恩給權を失効したものでなければ、これはいたし方がない。

○政府委員(保利茂君) それは恩給局長から……。

○政府委員(三橋則雄君) お許しを得まして私から、少し法律解釈の問題に

關連して來ると思ひますからお答えいたします。問題はいわゆる戦犯のかたを中心といたしまして、恩給法との効力の問題にも關連して來る問題だと思ひます。その問題は結局軍人の場合と同じことだと私は考へております。従ひまして恩給法の特例がある限りにおきましては、いわゆる戦犯に処せられたかたは、たとえ恩給法の規定によりましては、恩給を受けられるかたであつたとしても、恩給は与えられないで今日まで至つております。で又その取扱ひを継続するという法律が出来ます限りにおきましては、軍人と同じようにその取扱ひを從來通りの取扱ひを得られる、こういうことになるのであります。この特例が失効いたしました場合には、軍人と同じように恩給法の規定によりまして、恩給を給せられることになる、勿論恩給法が改正されなければ、今のまゝの恩給法の規定によりまして、恩給を給せられない、これは軍人と全く同様であるとお考へになつて結構でございます。

○三好始君 只今の恩給局長の説明でありますといふと、附則第二項は無意味だと思ひますが、附則第二項は無意味になつて來ると思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 附則の第二項は無意味だと仰せられますことは、どういふ意味か存じませんが、この本文の規定がそのままに残つておると同じようなことになつておるわけですが、但しそれは今までの、その刑に処せられた者については、こういうふうにお考へ願えれば御了解できるんじゃないかと。

○三好始君 無意味だと申ししますのは、附則第二項によりますという、特例法の第八條第一項、第二項は、たとえ特例法がなくなつても、その効力は続くというふうに附則第二項できめておられるのです。ところが特例法がなくなると、基本法に返るといふようなことになりまして、第二項は何のために設けたのかわからなく

○政府委員(三橋則雄君) 恩給法の特例に関する件は、恩給法の特例の第一條は、この恩給法の特例を改正することを規定いたしております。恩給法の特例第七條、第八條の削除する、こう書いておられますから、恩給法の特例を改正しておられるわけであり、改正しておられることは、本文に關した法がなくなるから、該當するものがなくなるから、改正するわけですね。改正するに關しては、附則第二項を置いておられるわけですね。改正された恩給法の特例が、第二條によつて來年の三月三十一日までは効力を有するものと、このようにしてお考え願ひたいと思ひます。條文をそのつもりで書いておられるのです。おわかりでございますか。

○三好始君 いろいろふりに了解していいわけですね。第七條、第八條は、この今提出されておられる法律の施行の日からなくなるけれども、八條の一項、二項については三月三十一日までですか。それまで効力を続ける、このようにして了解していいのですか。

○政府委員(三橋則雄君) そうです。○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

これまでで御質疑等は盡きたと認めますから、これから本案の處理につきまして懇談会を開きたいと思ひます。御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。それでさうに決めます。それで懇談会を開きます。午前十一時四十分懇談会に移る。

午後零時七分懇談会を終る
○委員(河井彌八君) それでは懇談会を終つて委員会を開いたします。恩給法の特例に関する件は、質疑が盡きたものと認めまして、これより討論に入ります。御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。それで討論に入ります。御意見の發表を求めます。

○鈴木直人君 私は、今回提案されておられます恩給法の特例に関する件は、賛成をいたすものであります。ただ、審議過程において各委員からいろいろの御意見がございましたが、その点につきましては他の委員から恐らく御発言があると思ひますので、私は余り申し上げませんが、この法律の附則に、この法律は日本国との平和條約の最初の効力發生の日から施行するということになつておられますので、本日はもうすでに講和発効の日を経過しております。關係から、全くこれは事務的な修正でございまして、修正案を私は提案したいと思ひますが、その修正の案文を朗讀いたしますと、恩給法の特例に

關する件は、恩給法の特例の一部を次のように修正する。附則第一項中、「日本国との平和條約の最初の効力發生の日を」を「公布の日」に改むという修正案でございます。これを提案いたします。それで、それ以外の部分につきましては原案に賛成するものであります。

○竹下豊次君 私は、只今鈴木委員から提案されました、修正案を含む原案に賛成の意を表するものであります。ただ、この問題につきましては、複雑な事情もございまして、法律解釈等のいろいろの疑点があつたのであります。したが、たゞの政府当局との問答によりまして、法律問題も一応解釈がはつきりしたということになつたのであります。そういう点につきましては別に申上げることもないのであります。が、一点だけ私の希望をこの際申し上げたいと思ひます。

それは近く設立されます恩給法特例審議会において、如何なる決定が行われ、政府に答申されるか、或いは又建議されるかまだわからないのであります。又私などといったしましては、この際恩給法特例審議会に対していろいろの希望を付けたらすべき筋合ひのものではないのであります。併しながら恩給法特例審議会におきまして決定される恩給額は、平和回復の本年四月二十八日に遡つてこれを支給するといふようなことに相成りますならば誠に結構なことであると思ひますが、どうか恩給法特例審議会におきましてさうな決定の行われることを念願してやまないものであります。政府のほうにおきましては、この私の希望の線に沿ひましていただけるだけの御努力あらんことを希望する次第であります。

これだけの希望を附しまして修正案を含む本案に賛成いたしますものであります。

○三好始君 私も修正案を含む原案に賛成するものであります。本法律案の眼目をなすものは第二條だと思ひますが、これについて、はたして關係者より相当延期に對して強い希望の出る実情であります。が、審議の過程において、恩給支給の時期を講和発効の日に遡るべしという有力な意見も出て参りました。又ベアツツの問題も出て参りました。こうした問題は國の財政力、或いは受給者の事情等を十分に考慮して、適切な結論を審議会において出すべきことと思ひ次第であります。なお先ほど官房長官から言明がございましたように、法律案は三月三十一日まで特例の効力を続けるという建前になっておりますけれども、それまでの期間におきましては、準備が整い次第必要な措置を講ずることとあります。が、こうした点についても今後更に十分なる努力を拂われることを希望いたしますものであります。

○栗栖勉夫君 私も竹下委員、三好委員の御意見と同じように、二條についてはこの條件を附けて御賛成申上げたい。全部について御賛成申上げた。但し修正のところは修正案を御賛成申上げたい、この思ひであります。政府は一つ、非常な御苦勞の点もあると思ひますけれども、思ひ切つてこの実行におつておつて頂きたい、この思ひは、修正案を含めて原案に賛成するものであります。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案を採決に付します。本案につきましては、只今鈴木君から修正案が提出されております。即ち附則第一項中の施行期日に関する点であります。この修正案に對して同意の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 全会一致であります。次に只今の修正点を除きました他の部分につきましては採決をいたします。賛成の諸君の挙手を願ひます。

るものであります。ただ占領下事情万止むを得ざるものがあつたことは諒といたしますが、今日のあることは最初からわかつておつたことであります。然るに独立後一年間空白を作つて、旧軍人七百万人にも及ぶ大多数の恩給権にあたかも抑圧を加えたかの感を抱かせますことは如何にも遺憾千萬でございます。この法案は處理の如何によりましては、憲法違反の虞れを生ずるものであります。審議会委員の選定を慎重にせられ、その審議はできる限り急がれまして、少くとも六カ月以内にはこの結論を出されるようにいたし、又明年度の予算措置等においても遺憾なきを期せられたいのであります。なお、その結論によりましては、今年度以内においても、老齡軍人、同じく亡人等の生活援護の方法を講じ、且つ恩給特例につきましては、適宜削減等の方法等をも講ぜらるることば希望いたします。受給者の実情にも応じ、且つ國の法律上の、政治上の信を失しないように、慎重にお取扱いを願ひたいということを申し添えまして、賛成の意を表します。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案を採決に付します。本案につきましては、只今鈴木君から修正案が提出されております。即ち附則第一項中の施行期日に関する点であります。この修正案に對して同意の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 全会一致であります。次に只今の修正点を除きました他の部分につきましては採決をいたします。賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案を採決に付します。本案につきましては、只今鈴木君から修正案が提出されております。即ち附則第一項中の施行期日に関する点であります。この修正案に對して同意の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案を採決に付します。本案につきましては、只今鈴木君から修正案が提出されております。即ち附則第一項中の施行期日に関する点であります。この修正案に對して同意の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

○委員(河井彌八君) 諸君にお話いたします。本案につきましては大体

〔賛成者挙手〕

○委員長（河井彌八君） 全会一致であります。それでは本案は修正可決すべきものと議決せられました。つきましては、賛成者の委員諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

山田 佐一 鈴木 直人
中川 幸平 楠見 義男
竹下 豊次 栗栖 勉夫
三好 始 松原 一彦

○委員長（河井彌八君） なお委員長の報告は、委員長に御一任を願ひまして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。有難うございました。

午後零時十九分散会